

1977 (毎月1回) 発行

11月号

(村の面積)  
33,260km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和52年10月1日現在)

村の人口	1,880人
総人口	1,880人
男	962人
女	918人
出生	1人
死亡	0人
転入	9人
転出	13人
世帯数	554世帯

# とれたぞ.....



## 収穫の秋

朝日保育所

去る十月六日朝日保育所でさつまいも掘りが行なわれました。  
このさつまいも掘りは、子供達が農作物の作り方、またどのようにしていもができるかを知ってもらうため、今年の春、父兄たちの手によって、稲山工場の敷地(約三十平方メートル)を借り、さつまいもの苗二十本を植えたものです。

当日、父兄がいもづるをのけてくれた後、幼稚部、保育部に分かれ、いも掘りを始めてから五分もたつと、次々に大きなさつまいもを掘りだして大喜びする子供やいもがとれなくてしりもちをつく子供もあり、午前十一時ごろ全部掘り出しました。

また、とれたさつまいもは、三時におやつとして食べました。

お出かけは  
ひと声かけて  
カギかけて



# 和泉村長選挙 投票日は11月23日

村長任期満了に伴う「和泉村長選挙」は、十一月二十三日に執行することになりました。  
選挙期日の告示は十一月十六日、立候補締切は十一月十七日午後五時、投票は朝日小学校ほか四か所で行われ、午後八時から中央公民館で即日開票します。  
なお、投票所及び投票所開閉時刻は別表のとおりです。

## 《投票所及び投票所開閉時刻》

投票区分名	投票所施設名	投票時間
第一投票区	朝日小学校	午前七時～午後六時迄
第二投票区	大納地区村民体育館	午前七時～午後六時迄
第三投票区	公民館 下山分館	午前七時～午後四時迄
第四投票区	後野道場	午前七時～午後四時迄
第五投票区	朝日小学校旧前坂冬期分校	午前七時～午後四時迄

## 登録基準日は 十一月十四日

### 名簿縦覧は 十六日～十七日の二日間

今回の村長選挙選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の日などは、次のとおりです。

- 1 登録 十一月十五日
- 2 基準日 十一月十四日
- 3 名簿縦覧期間 十一月十六日～十七日
- 4 同場所 和泉村役場
- 5 登録の要件

- (イ) 日本国民であること。
- (ロ) 年令満二十才以上の者であること。
- (ハ) 和泉村の区域内に住所を有する者であること。

## (一) 和泉村の住民票が作成された日(転入届をした者について)

はその届出の日)から引き続き三カ月以上和泉村の住民基本台帳に登録されている者であること。

## (二) 住所要件

十一月十四日の基準日から三カ月さかのぼった応当日(八月十四日)以前から引き続き本村に居住し住民基本台帳に記載され、または転入の届出をした者が有資格となります。

## ◇年令要件

十一月二十三日の選挙期日現在で満二十才以上に達する者で、次の住所要件を満たしている者が有資格者となります。

十一月十四日の基準日までに、三カ月以上の住所要件を満たしている者で、同日に満二十才に達していない者でも、十一月二十三日の選挙期日までに満二十才に達すれば有資格者として登録されます。

## 投票日に投票所へ行って投票できない方は 不在者投票を 貴い一票を大切に

不在者投票は、投票日に正当な事由によって投票所におもむき投票することのできない人の為に、選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることができるとの制度です。

## ◎不在者投票の手続き

選挙期日の告示が行なわれますと、役場に不在者投票所が設置されますので、不在者投票を希望する選挙人は、その投票所に行つて投票当日投票することができない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続きで投票ができます。

## 宣誓書の用紙は選管に用意してあります。

## ◎不在者投票のできる期間

不在投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで、日曜・祭日をとね、毎日午前八時三十分から午後五時まで行なうことができます。例えば、十一月二十三日執行の村長選挙における不在者

投票のできる期間は、

十一月十六日から十一月二十二日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

## ◎不在者投票の方法は

(1) 和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選管の書記が待機しておりますから不在者投票を行なう旨お知らせ下さい。

(2) 和泉村以外の市町村に滞在されている選挙人から不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人あて投票用紙と投票手続きの注意書など同封の上送付いたしますので、送付されましたら、すぐ滞在地の役場内にある選管に、郵送書類を提示下さい。(同封の注意書をよくごらん下さい。せつかくの一票が無駄になることがあります)指定病院等に入院されている選挙人が、不在者投票を希望する場合には、入院中の病院にその旨申し出て下さい。院長が手続きをしてくれます。

**注 不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに手続きください。なお、このほかお知りになりたい方は、選管におたずねください。**

# 私達の手で

## 選挙違反を追放しましょう

# 選挙運動

できること  
できないこと

### ◎できないこと

#### ▼事前運動

選挙がいつあるのか、告示されていなくてから近く予想される選挙に備え、実質上、選挙運動を開始することはよく聞く例ですがこれは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。

#### ▼戸別訪問

特定の候補者に投票して下さいとか、しないで下さいと頼むために戸別訪問をすることはできません。  
なお、戸別とは、会社、工場も入ります。

### 【禁止】

#### 戸別訪問

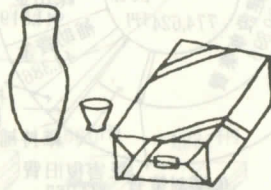


#### ▼氣勢を張る行為

自動車を連れ、あるいは隊列を組んで氣勢を張る行為はみとめられません。

### 【禁止】

#### 酒・ビール・高級菓子類の 飲食物提供



#### ▼飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や

労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合。陣中見舞として候補者等に飲食物を提供すること。

#### ▼署名運動

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは、いっさいできません。

### ◎できること

#### ▼自由に行なえる選挙運動

○電話を利用して投票を依頼すること。

○「幕間演説」といって、映画館の休憩時間等に演説すること。

○「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

○また一定の制限はありますが、(1)街頭で演説すること。

(2)新聞広告を出すこと。

(3)自動車に乗ってよろしくお願

いしますと云って連呼してあ

るること。

(4)個人演説会を開くこと等が認

められています。

### 【自由】

#### 電話利用



### 【自由】

#### ▼制限される選挙運動

○公務員の地位利用による選挙運動

国や、地方公共団体の公務員、あるいは公社公団の役員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

#### ◎挨拶行為

当選または落選したことに關して挨拶回りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることはみとめられません。

#### ◎その他

未成年者は選挙運動をすることはできませんし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。  
ただ、湯茶接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供はみとめられています。

#### 選挙用の車利用



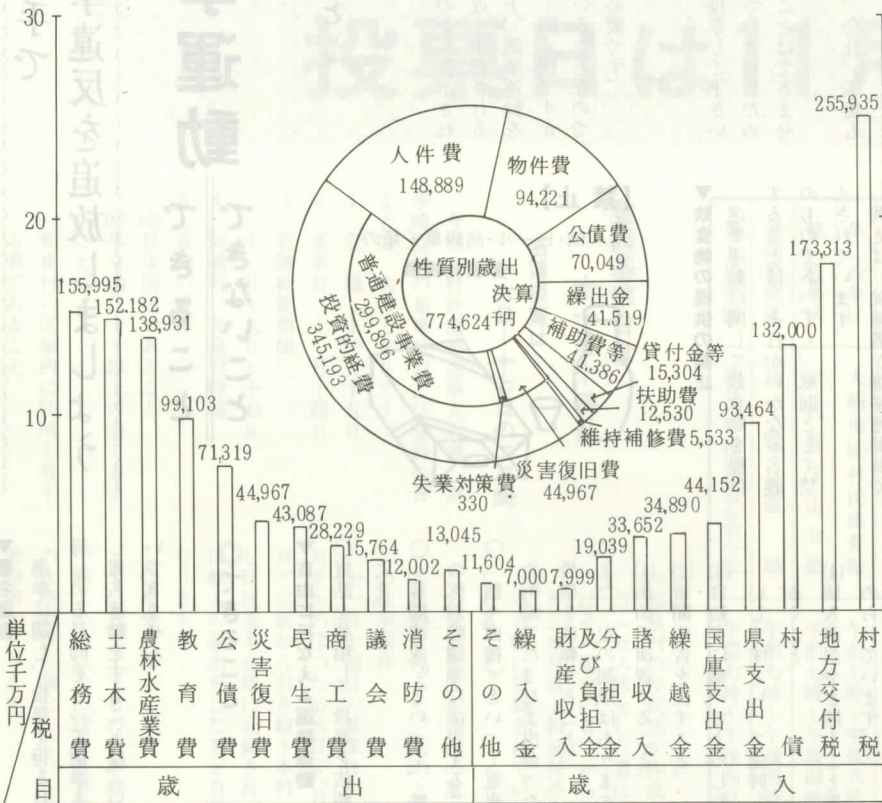
選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。本来選挙運動は自由に行なわれるのが一番良いのですが、これを野放しにすると金や地位のある特定の候補者が有利

となり真に私たちが代表する立派な人を選ぶことができないおそれがあるので運動はすべて公平に行なえるよう選挙運動の方法や費用について一定の制限が設けられています。

# 陣中見舞、当選祝は やめましょう

昭和51年度一般会計決算状況

歳入決算額 813,048千円  
 歳出決算額 774,624千円  
 歳入歳出差引残高 38,424千円



和泉村財政事情の作成及び公表に  
 関する条例の定めるところによ  
 り村の財政事情を公表します。  
 今回は、昭和五十一年度決算と

# 財政事情の公表

昭和五十二年上半期の財政運営  
 状況について、そのあらましを説  
 明します。  
 この財政事情は村民の皆さんに

村財政の現況をお知らせし、その  
 実態と村政の動きを充分認識いた  
 だくものであります。  
 今後とも、村勢発展のため一層  
 のご協力をお願いします。  
 昭和五十二年十一月一日  
 和泉村長 山本清孝

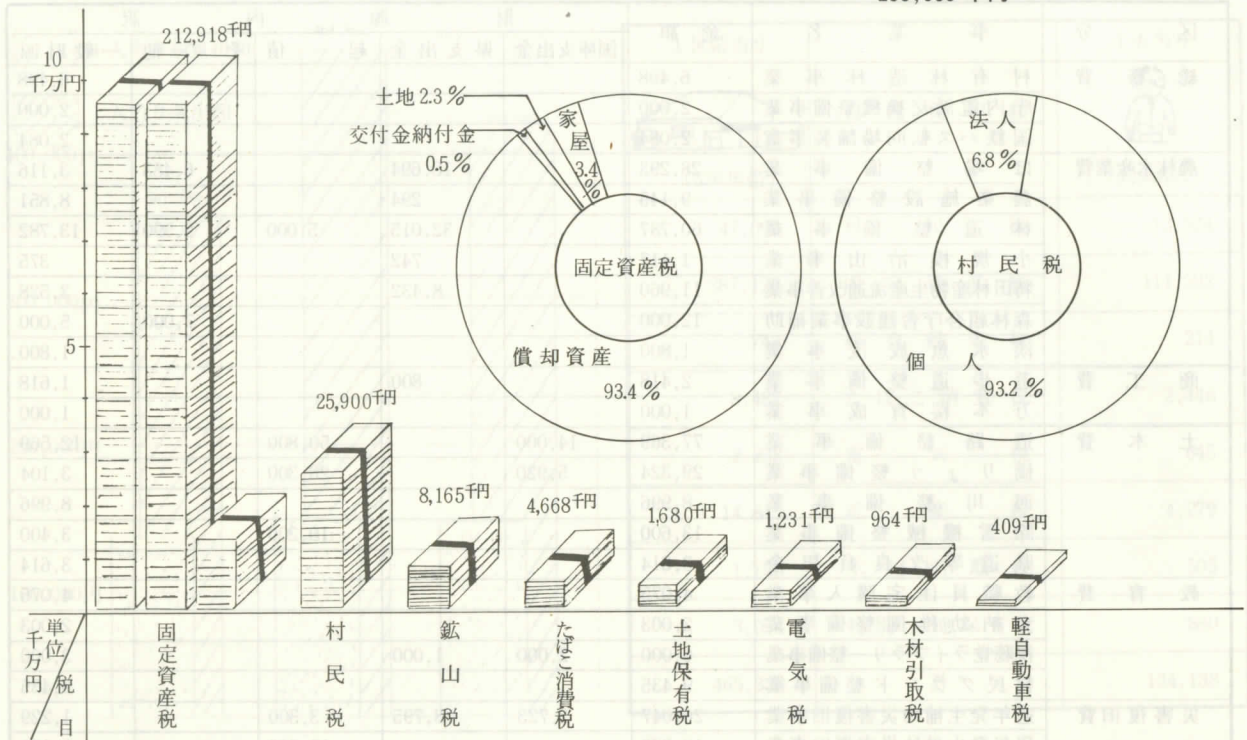
昭和51年度和泉村会計別決算総括表

(単位: 円)

会計名	区分	予算額	決算額	予算額に対する決算額の比較増減額	予算額に対する決算額の比率(%)
一般会計	歳入	794,866,000	813,048,322	18,182,322	102.3
	歳出	794,866,000	774,623,925	△ 20,242,075	97.2
	歳入歳出差引残高	0	38,424,397	翌年度へ繰越	
簡易水道事業特別会計	歳入	9,732,000	9,702,363	△ 29,637	99.7
	歳出	9,732,000	9,316,944	△ 415,056	95.7
	歳入歳出差引残高	0	385,419	翌年度へ繰越	
国民健康保険事業特別会計	歳入	27,805,000	29,509,629	1,704,629	106.1
	歳出	27,805,000	25,834,131	△ 1,970,869	92.9
	歳入歳出差引残高	0	3,675,498	翌年度へ繰越	
診療所事業特別会計	歳入	17,182,000	20,325,035	3,143,035	118.3
	歳出	17,182,000	16,412,837	△ 769,163	95.5
	歳入歳出差引残高	0	3,912,198	翌年度へ繰越	
農業共済事業特別会計	歳入	4,971,000	5,163,367	192,367	103.9
	歳出	4,971,000	4,688,925	△ 282,075	94.3
	歳入歳出差引残高	0	474,442	翌年度へ繰越	
村営スキー場事業特別会計	歳入	35,472,000	35,770,798	298,798	100.8
	歳出	35,472,000	34,740,771	△ 731,229	97.9
	歳入歳出差引残高	0	1,030,027	翌年度へ繰越	

村 税 の 収 入 状 況

255,935 千円



既 往 各 年 度 の 歳 入 歳 出 比 較 表

一般会計 (単位 千円)

年 度	子 算 額 (A)	歳 入 (B)										計	
		一 般 財 源				税 外 収 入							
		税 収 入		地 方 交 付 税		地 方 債		国(県)支 出 金		そ の 他		金 額	B/A
		金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%		
47	503,066	137,300	27.4	91,343	18.3	66,300	13.3	116,547	23.3	88,693	17.7	500,183	99.4
48	615,375	136,762	22.5	149,003	24.5	137,500	22.6	119,770	19.7	65,978	10.7	609,013	99.0
49	760,462	265,089	34.7	128,166	16.8	114,200	14.9	117,624	15.4	139,276	18.2	764,354	100.5
50	948,766	288,226	30.1	170,015	17.7	138,400	14.4	210,118	22.0	151,526	15.8	958,285	101.0
51	794,866	265,100	32.6	173,313	21.3	132,000	16.3	137,601	16.9	105,034	12.9	813,048	102.3

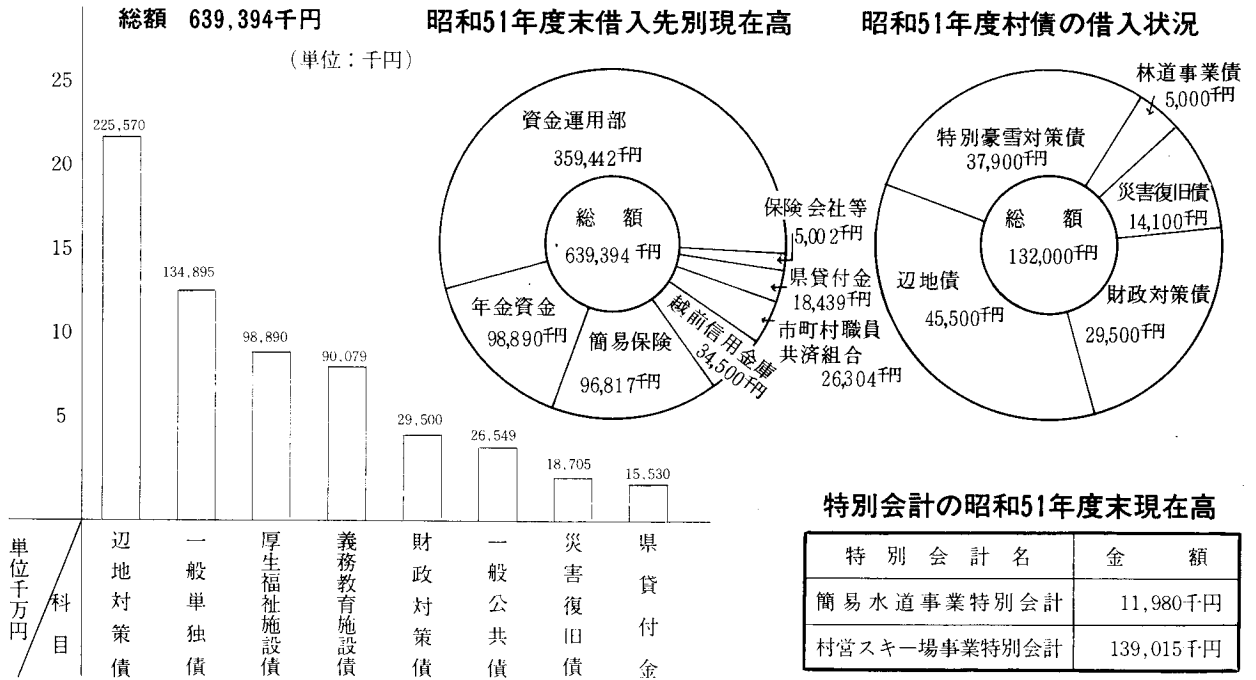
年 度	子 算 額 (A)	歳 出 (C)						計	歳入歳出差引
		経 常 費		臨 時 費		金 額	C/A		
		金 額	%	金 額	%				
47	503,066	164,789	33.9	321,775	66.1	486,564	96.7	13,619	
48	615,375	193,678	32.4	404,046	67.6	597,724	97.1	11,292	
49	760,462	264,532	35.9	470,411	64.1	734,943	96.6	29,411	
50	948,766	310,822	33.7	612,573	66.3	923,395	97.3	34,890	
51	794,866	319,658	41.3	454,966	58.7	774,624	97.2	38,424	

### 〈昭和51年度における主な事業の内訳〉

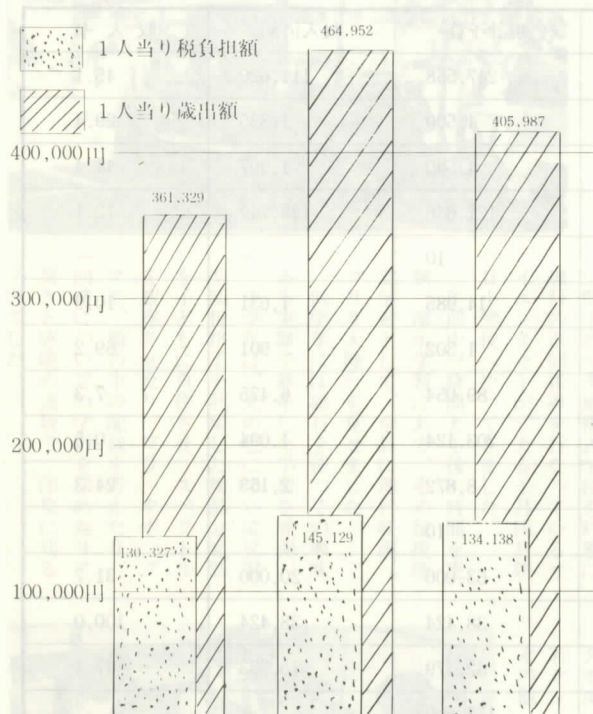
(単位：千円)

区 分	事 業 名	金 額	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
総 務 費	村有林造林事業	6,498					6,498
	庁内電話交換機整備事業	2,000					2,000
	国鉄バス転向場舗装事業	2,084					2,084
農林水産業費	ほ 場 整 備 事 業	28,293		18,694		6,483	3,116
	農業施設整備事業	9,145		294			8,851
	林道整備事業	60,787		32,015	5,000	9,990	13,782
	小規模治山事業	1,117		742			375
	特田林産物生産流通改善事業	11,960		8,432			3,528
	森林組合庁舎建設事業補助	12,000				7,000	5,000
	淡水魚放流事業	1,800					1,800
商 工 費	遊歩道整備事業	2,418		800			1,618
	万本桜育成事業	1,000					1,000
土 木 費	道路整備事業	77,369	14,000		50,800		12,569
	橋りょう整備事業	29,324	5,920		20,300		3,104
	河川整備事業	8,996					8,996
	除雪機械整備事業	13,600			10,200		3,400
	県道等改良負担金	3,614					3,614
教 育 費	教職員住宅購入事業	4,075					4,075
	大納幼稚園整備事業	2,003					2,003
	視聴覚ライブラリー整備事業	6,000	2,000	1,000			3,000
	村民グラウンド整備事業	9,435					9,435
災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業	26,047	2,723	18,795	3,300		1,229
	現年発生単独災害復旧事業	18,920			10,800		8,120
諸 支 出 金	土地購入事業	2,150					2,150
計		340,635	24,643	80,772	100,400	23,473	111,347

### 〈昭和51年度末地方債現在高の状況〉



### 〈村民1人当り税負担額と歳出額の年度別比較〉



1世帯当り (550世帯)	村 税 負 担 額	1人当り (1,908人)
47,090	村 民 税	13,574
387,123	固 定 資 産 税	111,592
743	軽 自 動 車 税	214
8,487	た ば こ 消 費 税	2,446
2,238	電 気 税	645
14,845	鉱 産 税	4,279
1,753	木 材 引 取 税	505
3,054	特 別 土 地 保 有 税	880
465,336	計	134,138

建物延べ 宅 地 18,121.70 m <sup>2</sup> 10,961.38 m <sup>2</sup>	山 林 その他 11,329,338.86 m <sup>2</sup> 27,927.665m <sup>2</sup>	有価証券 880千円
<b>公有財産の状況</b> 昭和52年3月31日現在		
基 金 財政調整基金 96,276,578円 土地基金 13,000,000円 国民年金印紙購入基金 200,000円 災害救助資金 270,909円	出 資 金 4,129千円	自 動 車 8 台 ダンプトラック 1 台 マイクロバス 1 台 マイクローバ 4 台 除雪機 4 台 ベロー 1 台

### 昭和51年度 特別会計 決算の状況

<b>簡易水道事業</b>	
歳入	9,702,363円
歳出	9,316,944円
給水世帯	275世帯
給水人口	1,008人

<b>農業共済事業</b>	
歳入	5,163,367円
歳出	4,688,925円
引受戸数	94戸
引受面積	2,095 a
引受取量	45,114kg

<b>国民健康保険事業</b>	
歳入	29,509,629円
歳出	25,834,131円
被保険者数	416人
1人当り保険税	12,988円
1人当り療養費	36,959円

<b>村営スキー場事業</b>	
歳入	35,770,798円
歳出	34,740,771円
リフト	3基
利用者数	201,249人

<b>診療所事業</b>	
歳入	20,325,035円
歳出	16,412,837円
病床	一般6床 伝染病 12床
診療所数	一般1 歯科1

# 〈昭和52年度上半期の財政運営状況〉

(歳 入)

(単位：千円)

区 分	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
村 税	247,558	—	247,558	111,620	45.1
地方譲与税	4,500	—	4,500	1,325	29.4
自動車取得税交付金	4,500	—	4,500	1,997	44.4
地方交付税	165,000	6,686	171,686	123,749	72.1
交通安全対策 特別交付金	10	—	10	—	—
分担金及負担金	16,574	△ 1,589	14,985	1,631	10.9
使用料及び手数料	1,302	—	1,302	901	69.2
国庫支出金	79,967	9,087	89,054	6,475	7.3
県支出金	205,622	△ 2,498	203,124	1,094	0.5
財産収入	5,942	2,930	8,872	2,153	24.3
寄付金	10	—	10	—	—
繰入金	30,000	33,000	63,000	20,000	31.7
繰越金	10,000	28,424	38,424	38,424	100.0
諸収入	18,379	14,000	32,379	15,333	47.4
村 債	100,000	11,800	111,800	—	—
計	<b>889,364</b>	<b>101,840</b>	<b>991,204</b>	<b>324,702</b>	<b>32.8</b>

(歳 出)

(単位：千円)

区 分	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	支出率
議 会 費	14,996	350	15,346	7,426	48.4
総 務 費	204,941	26,725	231,666	149,819	64.7
民 生 費	45,485	799	46,284	19,410	41.9
衛 生 費	22,553	2,934	25,487	5,398	21.2
労 働 費	390	—	390	5	1.3
農林水産業費	108,970	2,989	111,959	21,959	19.6
商 工 費	31,256	7,286	38,542	24,085	62.5
土 木 費	94,274	11,827	106,101	47,025	44.3
消 防 費	14,453	128	14,581	7,358	50.5
教 育 費	87,902	8,371	96,273	44,748	46.5
災 害 復 旧 費	171,427	14,548	185,975	74,359	40.0
公 債 費	82,405	—	82,405	38,946	47.3
諸 支 出 金	10	30,000	30,010	—	—
予 備 費	10,302	△ 4,117	6,185	—	—
計	<b>889,364</b>	<b>101,840</b>	<b>991,204</b>	<b>440,538</b>	<b>44.4</b>



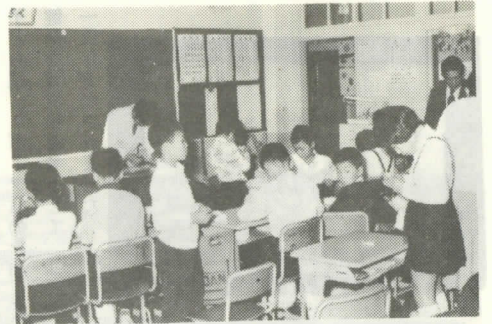
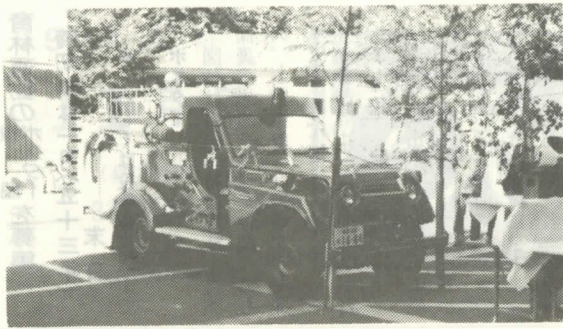


### 新型消防車を購入

#### 第四分団に配属

大野地区消防組合では、このほど新型BS1型消防車を購入し去る十月二十日和泉村役場前において入魂式が行なわれ、その後、旧朝日橋で関係者多数見守る中、防水試験が行なわれました。

なお、新型BS1型消防車は第四分団に配属されました。



### 移動実験室 サイエンスカー来校

朝日小学校

県下のへき地複式学校を対象に理科の巡回指導を行なっているサイエンスカーが、去る十月四日朝日小学校へやってきました。

午前中一時間と午後一時間を実験、演示学習にあて、その後視聴覚学習として、全員に理科映画「ゴリラ大陸」を見せました。

低学年には磁石を使っての興味ある実験で熱中した学習を展開、中学年は、光の色について反射型回折格子を利用した簡易分光器を子どもに自作させ、スペクトルを観察させたり、ブラックボックスで、箱の中の配線を考えたり、回路についての学習を深めたりで驚きと感嘆の連続で、印象に残る学習でした。

### ご協力ありがとうございました

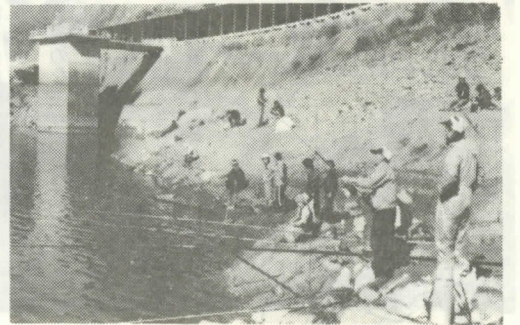
和泉村民生委員協議会

和泉村民生委員協議会が毎年行なっている、「善意の日運動」による物資の供出について、村民の皆様のご協力により数多くの看護用品(タオル、石ケン)を供出していただき、心より感謝申し上げます。

この物資等につきましては、各福祉施設(児童収容施設、老人ホーム、重度心身障害者収容施設)等へ贈られます。

なお供出された物資の数は次のとおりです。

- タオル 四百本
- 石ケン 六百二十一ヶ
- その他 二十六ヶ



### 鷺ダム一日解禁

和泉村にダムが建設されてから約十年を向え、これまでただ一度も解禁されなかった。鷺ダムにおいて、奥越漁業組合主催の釣り大会が開催されました。

この日は、関西方面を始め岐阜及び県内の釣りマニア約七百人が殺倒し午前零時から午後三時まで腕を競った。

ところが、釣マニアの予想を裏切り獲物はさっぱり。それでも中には大きなコイをさげってくる者も見られました。

### くらしの健康

### 入浴

一般に入浴直後には下降するといわれています。高血圧者や動脈硬化の患者は四十二度C以上の熱い湯に長時間入るのは避けましょう。冬期の日本の家庭の風呂場、脱衣場は寒いので、老人はお湯がきれいだからといって、一番先に風呂に入らないようにしたいものです。これは脱衣場、浴室内がまだ蒸気がこもらず、冷えているうちに入浴して事故をおこすことが多いからです。

お風呂の形式は日本式の深い浴槽より洋式の浅いものの方がよいのです。浴槽が深いと水圧で胸部に圧迫がかかるからです。飲酒直後の入浴はさけ、入浴前にはしばらく休息をとる必要があります。湯に入るといよりは身体を清潔にするということが目的であるというふうに考えたいのです。



脱衣場・風呂場を温かく  
一番風呂より、後風呂に！

### 育林運動のポスターを募集

締切りは一月(五十三年)末日

●くわしくは役場業務課まで

#### (一) ポスター

図柄は自由、特に育林、自然保護の思想の高揚を強調したもの。(図案中には一切文字を挿入しないこと)

応募資格は一般(小、中、高を除く)

用紙は画用紙またはケント紙縦51cm、横36cm(B3)を基準とし縦書き。図案裏面に応募者の住所氏名年令性別職業を明記

賞金 入選一席一名一〇万円

二席若干名一名につき二万円

佳作若干名一名につき五千円

#### (二) 標語

簡単にして語調よく育林運動(森林愛護、自然保護、環境緑化等を含む)を推進するにふさわしい表現であること。応募資格は制限しない。

用紙は官製ハガキに「育林運動標語」として標語を記載する。(官製ハガキ一枚に一句)

賞金 入選一万円 佳作三千円

### 公民館だより

#### 公民館図書充実

ひごろ公民館図書を愛読下さいましてありがとうございます。

夜も長くなり読書する機会もふえてきました。

さて、今年の公民館活動目標に図書及び移動図書の充実がかかげられ、各分館の移動図書を新しく入れ替え、内容の充実につとめています。また、中央公民館・中竜支所内の図書も新作がはいりましたのでご愛読下さい。

なお、図書について、ご意見がありましたら、教育委員会にお知らせ下さい。

(移動図書とは、下山・後野分館内にある図書)

### 稲郷栄一氏表彰される

福井県子ども会育成連合会より

去る十月三十日足羽郡美山町・美山荘において、福井県子ども会育成連合会が開催され、その席上子ども達にスポーツ活動を通して健全な育成指導者として、稲郷栄一氏が表彰されました。



### 第6回 いずみ駅伝 開催される

優勝 一般の部 教員チーム 中学の部 大納中Aチーム

第六回いずみ駅伝競走(和泉村体育協会主催、和泉村教育委員会福井新聞社後援)は十月二十三日秋晴れの絶好のコンディションに恵まれ、盛大に開催されました。観光シーズンで走路の交通事情は決して良くはありませんでしたが、参加八チームの各選手は、黒谷事務所前から後野・伊月を経て役場前までの五区間、十七キロメートルに日ごろの練習成果と健脚ぶりをいかんなく発揮しました。

### 狩猟解禁(十月十五日)

猟銃事故のないように!

十一月十五日から来年二月十五日まで、狩猟が解禁されます。幸い私達の村での事故はありませんが、新聞、テレビでは猟銃による事故が毎年報道されています。ハンターの方は、事故のないよう猟銃の保持、保管に、とくにご注意ください。

### 新しく購入する 石油ストーブは 自動消火装置付を

昭和四十八年七月の火災予防条例の改正により、液体を燃料とする移動式の石油ストーブは、自動消火装置付に定められました。従って、現使用中の自動消火装置のないものについては、十月一日以降は使用できないことになりました。今後購入される場合は、自動消火装置付のものを購入してください。

### 給与支払報告書 年末調整等説明会

給与に対する所得税は、給料やボーナスの支給のときに源泉徴収されますが、一年間の確定税額との間に差が生ずることになります。このため、その年最後の給与等の支払を受けるときに調整が行われ、これを年末調整といひ、十二月はこの年末調整の月です。

年末調整並びに給与支払報告書の説明会を十一月二十一日(月)午後一時より和泉村老人福祉センターで開き、年末調整関係の諸用紙をお渡ししますので村内各事業所の源泉徴収担当者の方は、ぜひ御出席ください。

### 人のういき



新宮崇也ちゃん

●出生 上大納 新宮 崇也 和喜・二男  
●婚姻 上大納 佐藤 敬 大西 洋子

